

東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（沼津市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）に4号沼津市新中間処理施設を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
4	沼津市新中間処理施設	沼津市上香貫 字二ノ洞、山ヶ下町	約 24,900m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

循環型社会形成推進に係る社会的要請を踏まえ、ごみ処理に伴う環境負荷のさらなる軽減を図るとともに、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、本案のとおりごみ焼却場を変更する。

変 更 理 由

沼津市では、「第5次沼津市総合計画（R3.3月策定）」において、まちづくりの方針の一つとして「資源循環型のまちづくり」を挙げており、市民や事業者の理解と協力を得ながら、ごみの発生抑制・再利用・再資源化を行い、ごみの減量に努めるとともに、環境負荷や市民への負担も少ないごみ処理体制の構築を目指している。

また、「第2次沼津市都市計画マスタープラン（H29.1月策定）」では、将来にわたり、安定的かつ効率的なごみ処理体制を維持するとともに、新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない新ごみ焼却場の整備を推進している。

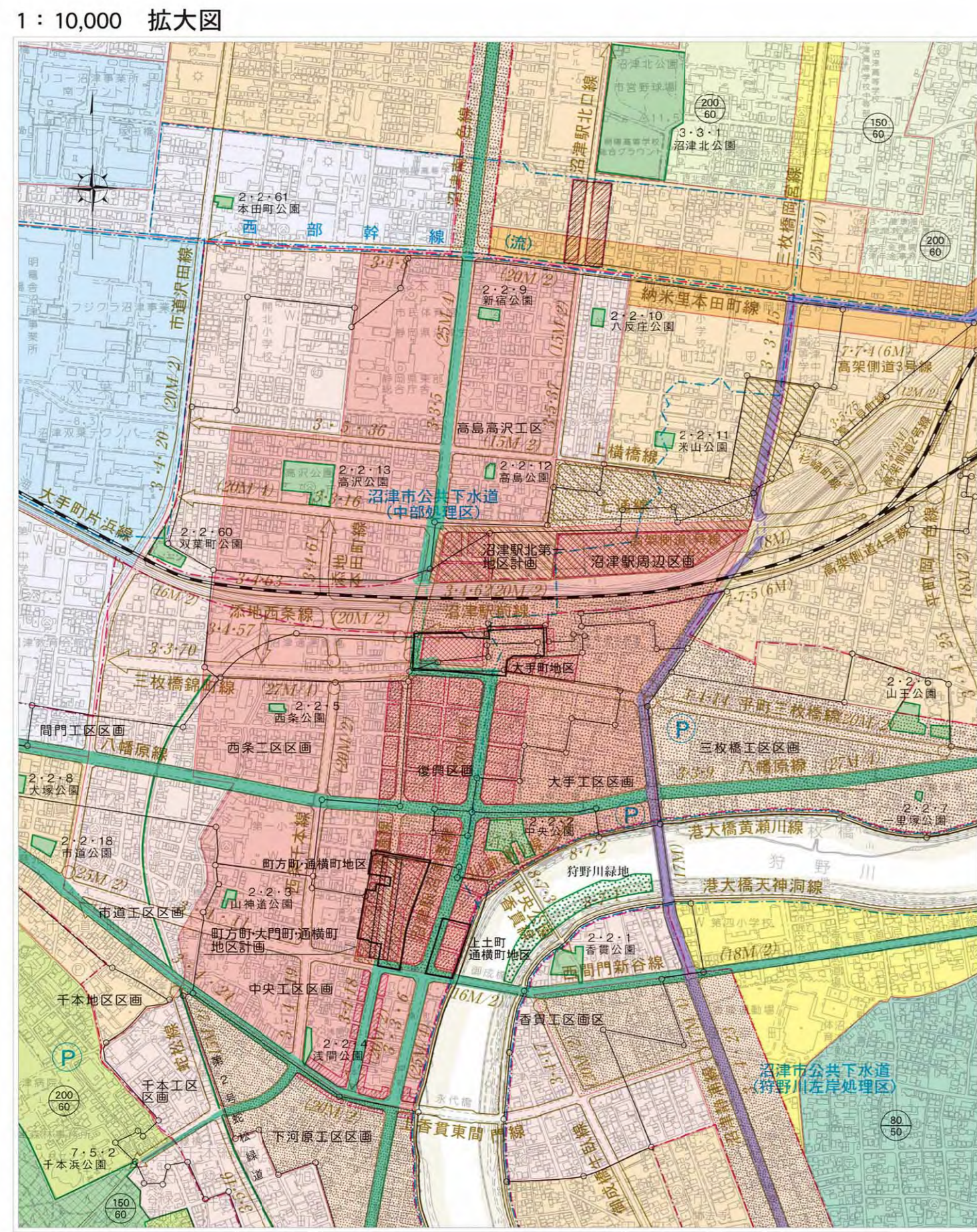
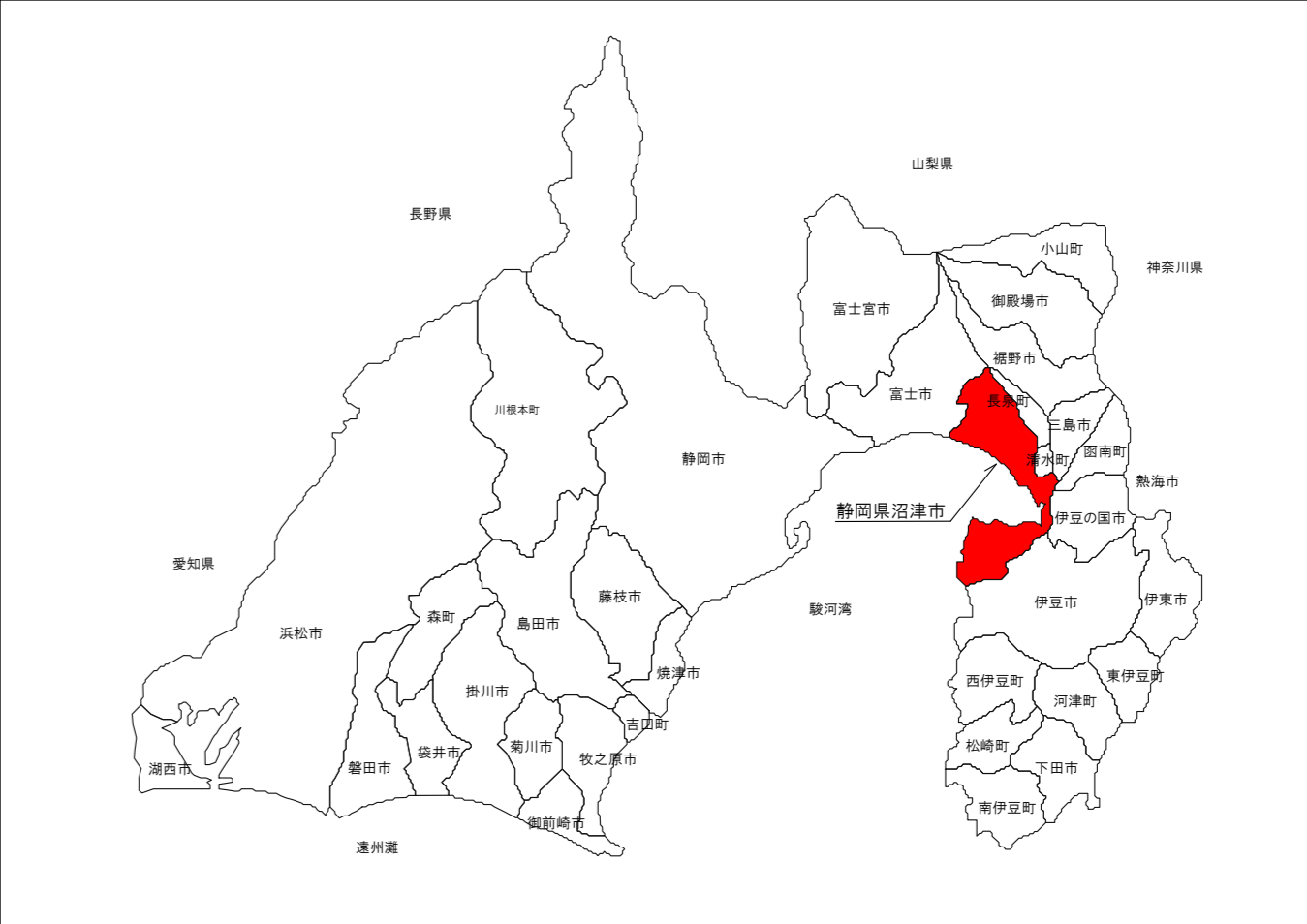

このような中において、本市のごみ焼却施設である清掃プラントは、昭和51年10月に竣工してから45年以上稼働しており、本市が実施した建築物の耐震診断では、管理棟、工場棟ともに震度5強クラスの地震に対して耐震性能を有していないと評価されたことから、早急に対策する必要がある。同様に、隣接して設置している中継・中間処理施設（リサイクル施設）も平成11年1月の竣工から20年以上が経過している。このことから、現在の施設に替わり、施設の集約による効率的なごみ処理の実現に向けて、新たな中間処理施設の整備が必要となっている。

施設位置については、浸水想定区域など災害ハザードエリアを踏まえた防災面や、道路ネットワークの整備状況等を総合的に判断し、沼津市上香貫字二ノ洞及び山ヶ下町を適地として選定した。

以上のことから、循環型社会形成推進に係る社会的要請を踏まえ、ごみ処理に伴う環境負荷のさらなる軽減を図るとともに、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、本案のとおりごみ焼却場を変更する。

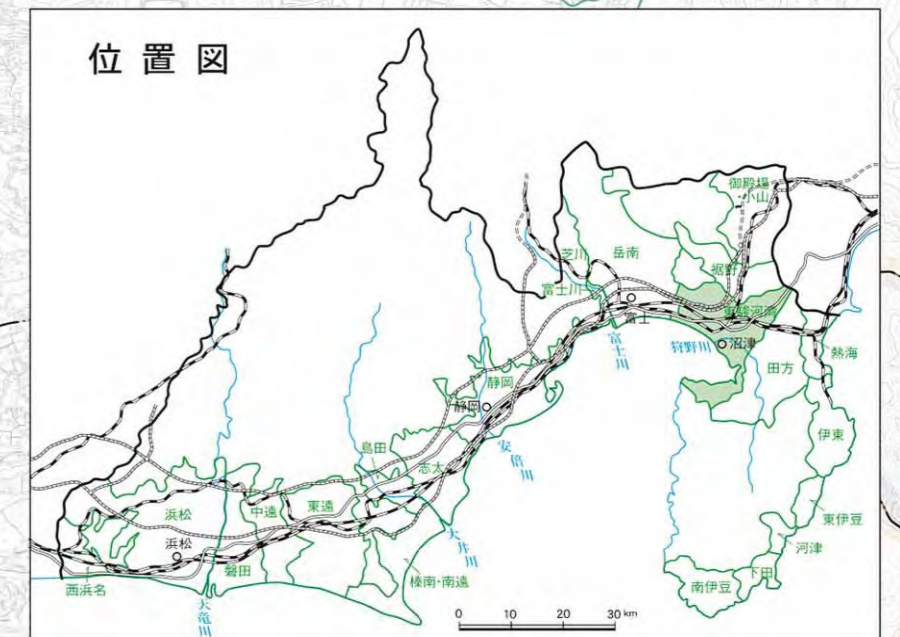
東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場 (一般廃棄物処理施設)の変更 4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定) 総括図 S=1:25,000

東駿河湾広域都市計画図



4号沼津市新中間処理施設 面積 約24,900㎡

凡例
都市計画決定区域

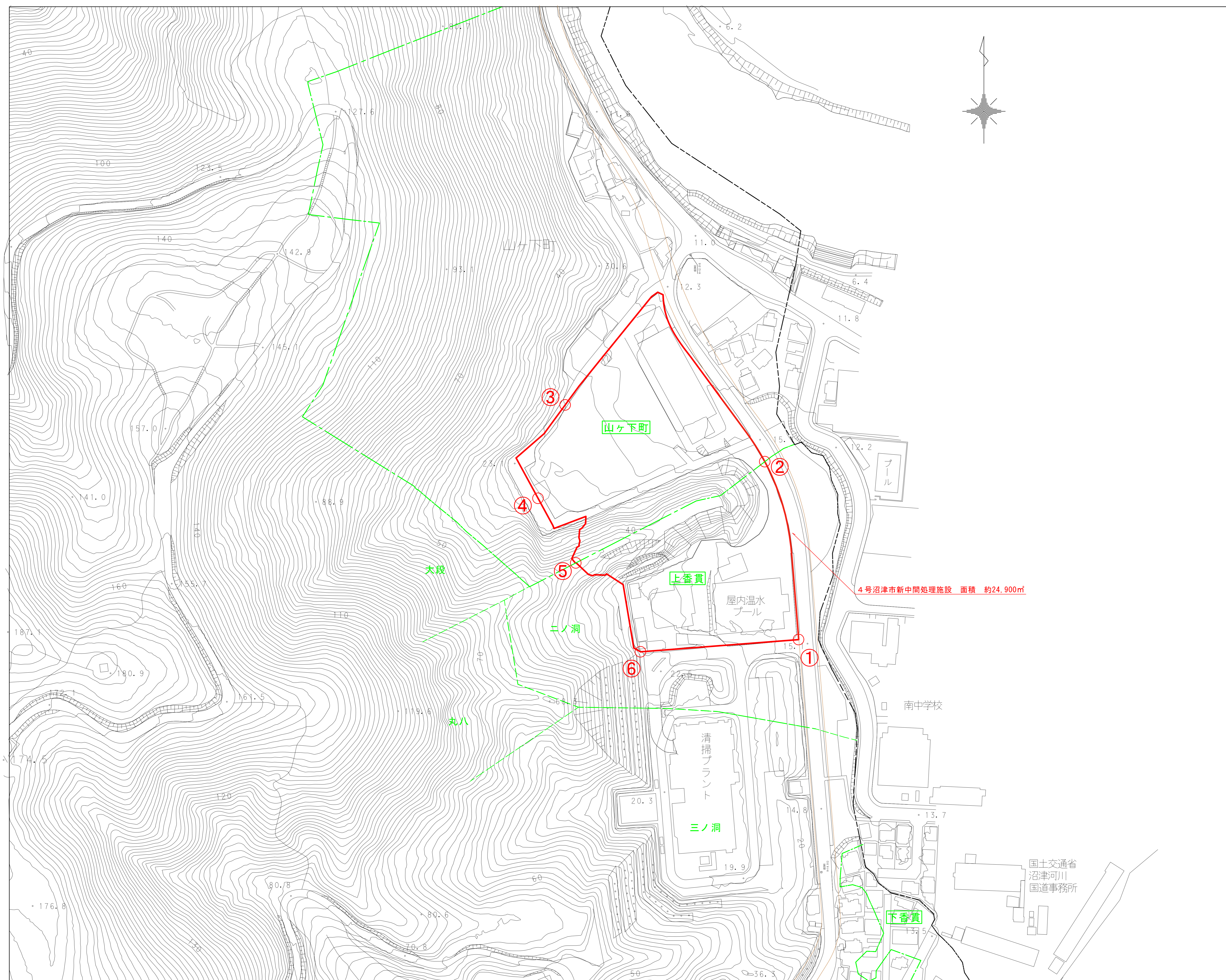


凡	例
行政区域	駐車場整備地区
都市計画区域	臨港地区
市街化区域	娯楽・レクリエーション地区
市街化調整区域	都市計画道路
第1種低層住宅専用地域	都市計画公園
第2種低層住宅専用地域	緑地・緑地
第1種中層住宅専用地域	都市計画河川
第2種中層住宅専用地域	都市高速鉄道
第1種住居地域	その他の都市施設
第2種住居地域	地区計画
準住居地域	
近隣商業地域	土地区画整理事業(公共)
商業地域	土地区画整理事業(組合)
準工業地域	市街地再開発事業
工業地域	流域下水道幹線
工業専用地域	公共下水道幹線
	公共下水道排水区域
	都市下水道
	ポンプ場・処理場
	高度利用地区
	主要地方道・国道
	防火地区
	準防火地区
	景観地区
	第1種風致地区
	第2種風致地区
	市街化調整区域内の
	容積率・建ぺい率に
	よる区分等

1:25,000

1:35,000

東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場
 (一般廃棄物処理施設)の変更
 4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定)
 計画図 S=1:1,000



凡 例	
符号	点 の 説 明
1	上香貫字二ノ洞2414番1の南東端 (公図写参照)
2	上香貫字二ノ洞2414番1と山ヶ下町2404番3との筆界東端 (公図写参照)
3	山ヶ下町2404番3と同2404番40との筆界北端 (公図写参照)
4	山ヶ下町2404番3と同2404番40との筆界南端 (公図写参照)
5	上香貫字二ノ洞2414番1と山ヶ下町2404番3との筆界西端 (公図写参照)
6	上香貫字二ノ洞2414番1と同2414番10との筆界西端 (公図写参照)

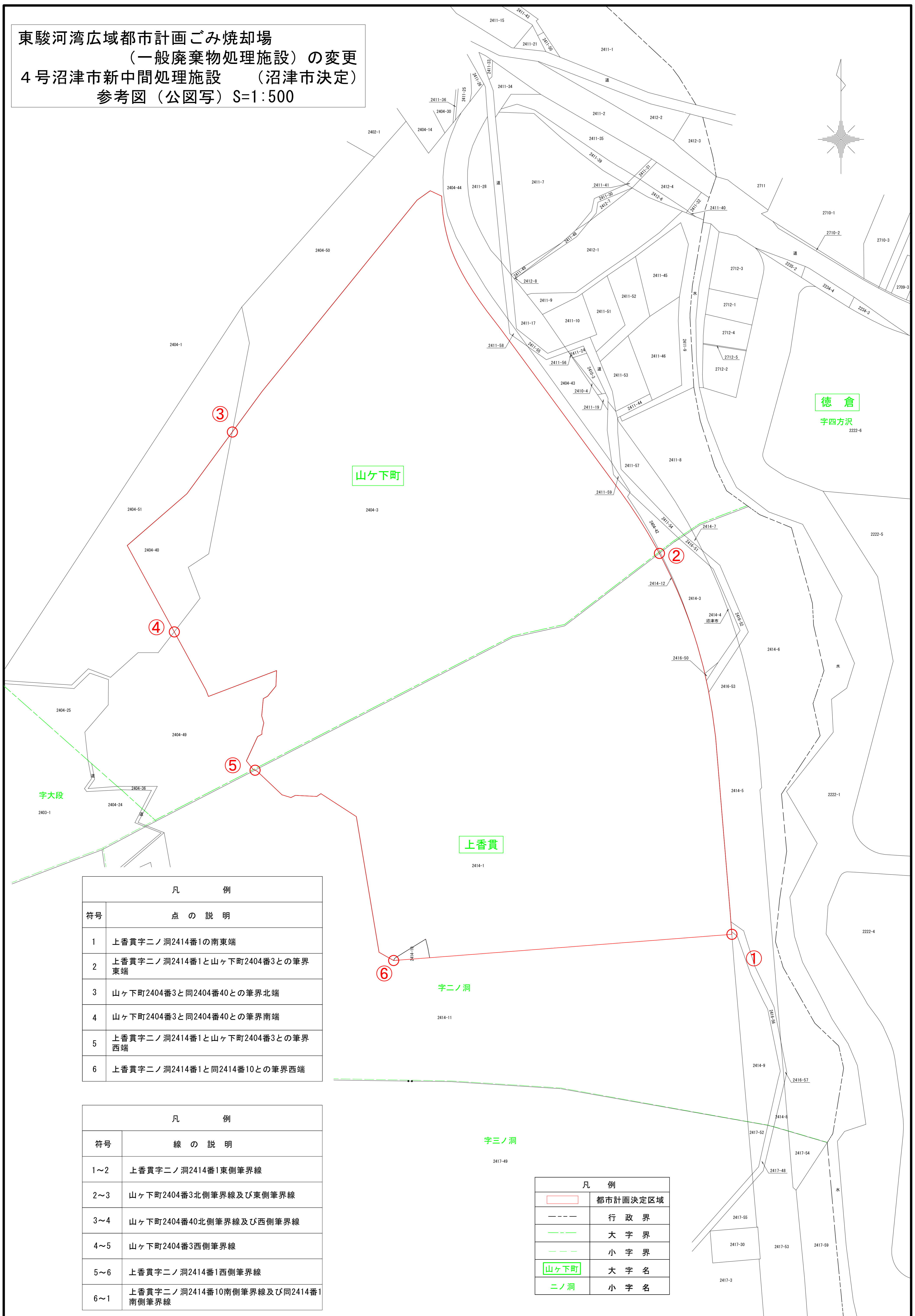
凡 例	
符号	線 の 説 明
1~2	上香貫字二ノ洞2414番1東側筆界線 (公図写参照)
2~3	山ヶ下町2404番3北側筆界線及び東側筆界線 (公図写参照)
3~4	山ヶ下町2404番40北側筆界線及び西側筆界線 (公図写参照)
4~5	山ヶ下町2404番3西側筆界線 (公図写参照)
5~6	上香貫字二ノ洞2414番1西側筆界線 (公図写参照)
6~1	上香貫字二ノ洞2414番10南側筆界線及び同2414番1南側筆界線 (公図写参照)

凡 例	
	都市計画決定区域
---	行政界
---	大字界
---	小字界
山ヶ下町	大字名
二ノ洞	小字名

1 : 1, 0 0 0



東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場
 (一般廃棄物処理施設)の変更
 4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定)
 参考図(公図写) S=1:500



凡 例	
符号	点 の 説 明
1	上香貫字二ノ洞2414番1の南東端
2	上香貫字二ノ洞2414番1と山ヶ下町2404番3との筆界東端
3	山ヶ下町2404番3と同2404番40との筆界北端
4	山ヶ下町2404番3と同2404番40との筆界南端
5	上香貫字二ノ洞2414番1と山ヶ下町2404番3との筆界西端
6	上香貫字二ノ洞2414番1と同2414番10との筆界西端

凡 例	
符号	線 の 説 明
1~2	上香貫字二ノ洞2414番1東側筆界線
2~3	山ヶ下町2404番3北側筆界線及び東側筆界線
3~4	山ヶ下町2404番40北側筆界線及び西側筆界線
4~5	山ヶ下町2404番3西側筆界線
5~6	上香貫字二ノ洞2414番1西側筆界線
6~1	上香貫字二ノ洞2414番10南側筆界線及び同2414番1南側筆界線

凡 例	
	都市計画決定区域
---	行政界
---	大字界
---	小字界
山ヶ下町	大字名
二ノ洞	小字名

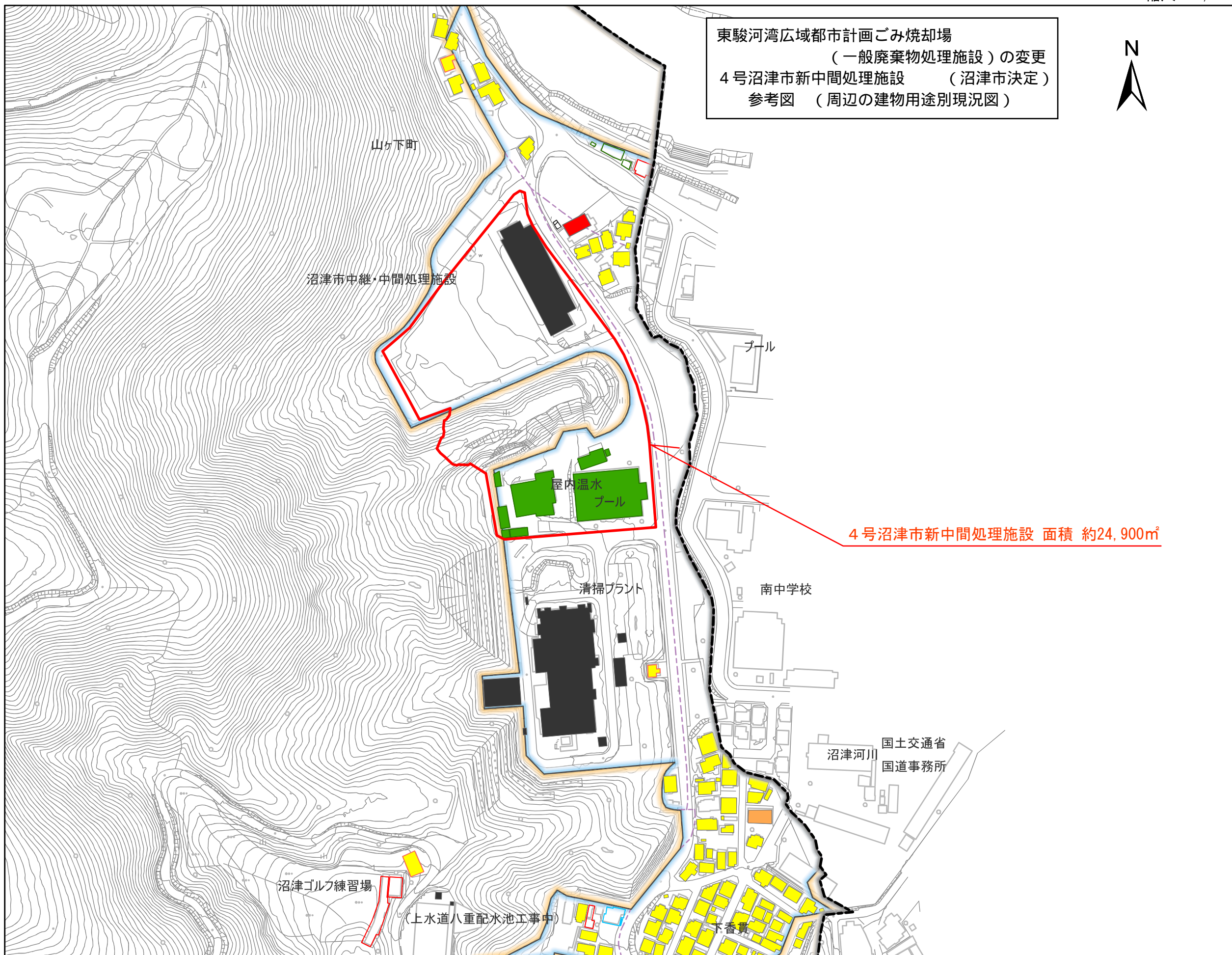
東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場
(一般廃棄物処理施設)の変更
4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定)
参考図 (周辺の建物用途別現況図)



R03_建物用途別現況調査

建物用途

- 1, 住宅
- 2, 共同住宅
- 3, 店舗併用住宅
- 8, 業務施設
- 10, 商業施設(B)
- 20, 文教厚生施設(A)
- 21, 文教厚生施設(B)
- 23, 運輸倉庫施設(B)
- 28, 家内工業施設
- 32, その他

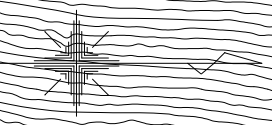


4号沼津市新中間処理施設 面積 約24,900㎡

区域界

- 都市計画決定区域
- 沼津市_行政界
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 用途地域境界線

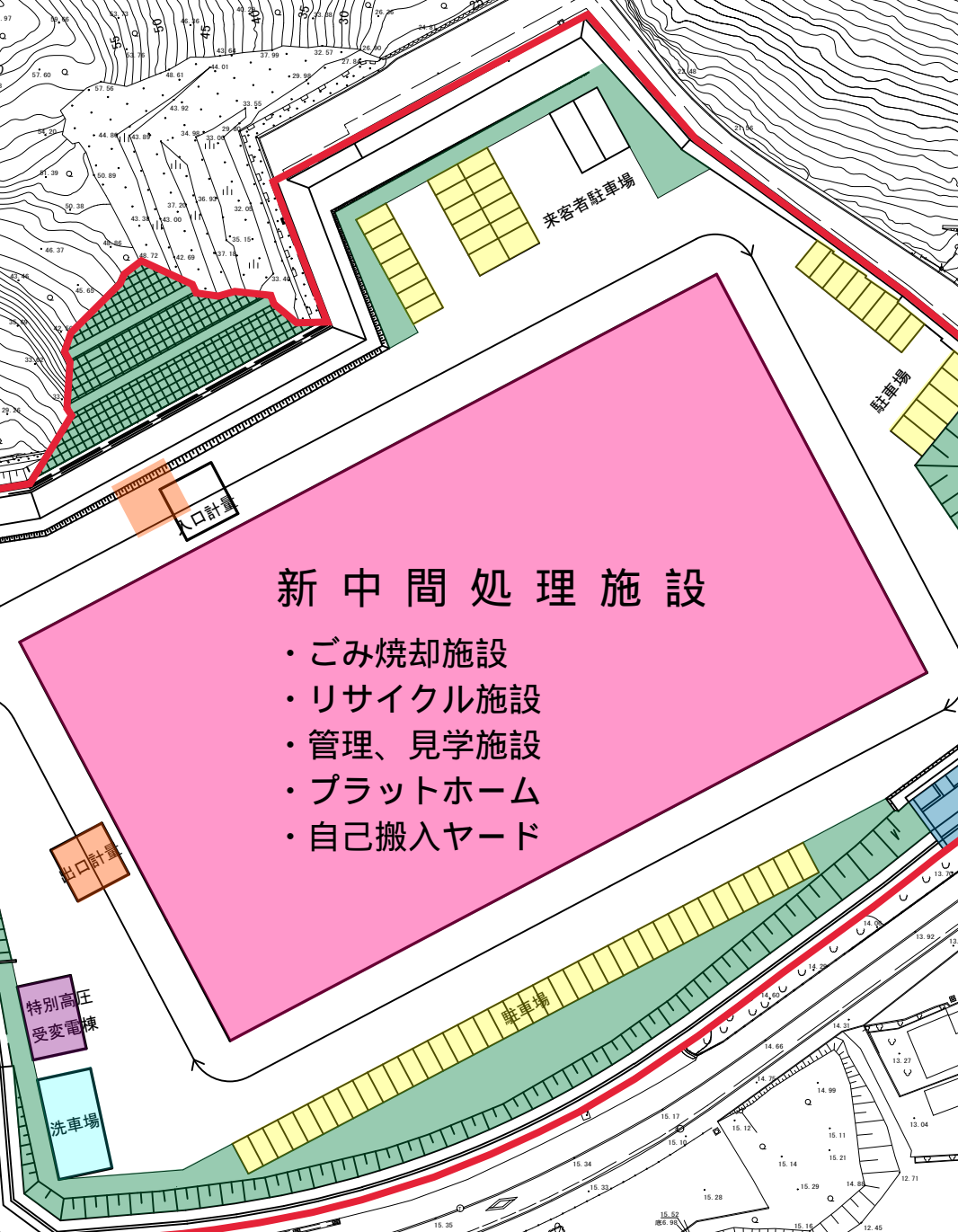
東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場
 (一般廃棄物処理施設)の変更
 4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定)
 参考図 (配置計画図)



- 凡例
- 都市計画決定区域
 - 新中間処理施設
 - 計量棟
 - 受変電棟
 - 洗車場
 - 駐車場
 - 調整池
 - 緑地

敷地概要

敷地面積	約24,900m ²
緑地	10%以上



新中間処理施設

- ・ごみ焼却施設
- ・リサイクル施設
- ・管理、見学施設
- ・プラットホーム
- ・自己搬入ヤード

※本配置計画は参考であるため
 実際の計画とは異なる場合があります。